

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和5年7月18日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務名

「やまぐち企業立地フォーラム in 大阪」企画・運營業務

(2) 業務内容

「3 応募要項の配布」により配布する仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和6年3月31日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類の希望順1位が「07企画・制作」かつ小分類が「04広告・広報」、「05イベント等の企画」、「06イベント等の運営」に該当し、業務の特Aに格付けされている者であること。

(3) この手続の開始の日から令和5年8月10日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 応募要項の配布

(1) 場所

山口県産業労働部企業立地推進課

(2) 日時

令和5年7月18日から令和5年7月25日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
までの午前9時から午後5時まで

4 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(2) 提出場所

〒753-8501

山口県山口市滝町1-1

山口県産業労働部企業立地推進課

(3) 受領期限

令和5年8月10日（木） 午後5時

5 審査

最も優れた提案書を提出した者の特定にあつては、企業立地推進課競争入札等審査会
において同年8月中旬に行う。

6 その他

(1) この手続の開始後に、2(2)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和5年
7月25日午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要
領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締
結を行わないことがある。

(3) 県は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、計画を変更又は中止する
ことがある。

(4) 詳細については、山口県産業労働部企業立地推進課に問い合わせること。

(電話：083-933-3145)